

亀山市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月21日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第23号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の表1の項中「及び第2項」を「、第2項及び第5項」に改め、同表2の項中「第5条第3項」の次に「又は第4項」を加え、同表4の項中「場合」の次に「又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合」を加え、「譲受人決定時」を「譲受人決定時等」に改め、同表5の項中「計画の認定を」を「同法第6条第1項の認定を」に、「計画の認定に」を「当該認定に」に改める。

別表第4の2の表を次のように改める。

2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額			
	新築基準		増改築基準	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規	その他の場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けた	その他の場合

	定する確認書 又は同条第4 項に規定する 住宅性能評価 書の交付を受 けたものであ る場合		ものである 場合		
一戸建ての 住宅	13,500円	50,900円	20,300円	76,400円	
一戸建て の住宅 以外の 住宅	総戸数が 5戸以下 のもの	4,900円	24,000円	7,400円	36,000円
	総戸数が 5戸を超 え10戸 以下の もの	4,100円	19,200円	6,100円	28,800円
	総戸数が 10戸を 超え25 戸以下の もの	2,700円	15,100円	4,100円	22,700円
	総戸数が 25戸を 超え50 戸以下の もの	2,200円	13,600円	3,300円	20,400円
	総戸数が 50戸を 超え10 0戸以下 のもの	1,600円	11,600円	2,500円	17,500円
	総戸数が 100戸 を超え2 00戸以 下のもの	1,400円	10,800円	2,100円	16,200円
	総戸数が 200戸	1,200円	10,300円	1,800円	15,400円

を越え300戸以下のもの				
総戸数が300戸を超えるもの	1,000円	9,400円	1,500円	14,200円

別表第4の3の表を次のように改める。

3 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額				
	新築基準		増改築基準		
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書又は同条第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	その他の場合	
一戸建ての住宅	10,500円	47,900円	15,800円	71,900円	
一戸建ての住宅	総戸数が5戸以下のもの	3,900円	23,000円	5,900円	34,500円
一戸建ての住宅	総戸数が5戸を超え10戸	3,300円	18,400円	5,000円	27,600円

宅 以 外 の 住 宅	以下のもの				
	総戸数が 10戸を 超え25 戸以下の もの	2,100円	14,500 円	3,200円	21,800 円
	総戸数が 25戸を 超え50 戸以下の もの	1,800円	13,200 円	2,700円	19,800 円
	総戸数が 50戸を 超え10 0戸以下 のもの	1,400円	11,400 円	2,100円	17,100 円
	総戸数が 100戸 を超え2 00戸以 下のもの	1,200円	10,500 円	1,800円	15,800 円
	総戸数が 200戸 を超え3 00戸以 下のもの	1,000円	10,100 円	1,500円	15,100 円
	総戸数が 300戸 を超える もの	800円	9,200円	1,200円	13,900 円

別表第4の4の1の表を次のように改める。

4の1 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等の変更を含む場合（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。）

区分	1戸当たりの手数料の金額			
	新築基準		増改築基準	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書又は同条第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅	7,300円	26,000円	10,700円	38,700円
一戸建ての住宅 総戸数が5戸以下のもの	2,500円	12,100円	3,800円	18,100円
一戸建ての住宅 総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,100円	9,600円	3,100円	14,400円
一戸建ての住宅 総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	7,600円	2,000円	11,400円
一戸建ての住宅 総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,100円	6,800円	1,600円	10,200円

もの				
総戸数が 50戸を 超え10 0戸以下 のもの	800円	5,800 円	1,200 円	8,700 円
総戸数が 100戸 を超え2 00戸以 下のもの	700円	5,400円	1,000円	8,100円
総戸数が 200戸 を超え3 00戸以 下のもの	600円	5,100円	900円	7,700円
総戸数が 300戸 を超える もの	500円	4,700円	700円	7,100円

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等以外の変更に係る場合（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。）

区分		1戸当たりの手数料の金額	
		新築基準	増改築基準
一戸建ての住宅		7,300円	10,700円
一戸 建て の住 宅以 外の 住宅	総戸数が5戸以 下のもの	2,500円	3,800円
	総戸数が5戸を 超え10戸以下 のもの	2,100円	3,100円
	総戸数が10戸 を超え25戸以 下のもの	1,300円	2,000円
	総戸数が25戸 を超え50戸以	1,100円	1,600円

下のもの		
総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	800円	1,200円
総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	700円	1,000円
総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	600円	900円
総戸数が300戸を超えるもの	500円	700円

別表第4の4の2の表を次のように改める。

4の2 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）変更認定申請手数料

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等の変更を含む場合（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。）

区分	1戸当たりの手数料の金額			
	新築基準		増改築基準	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書又は同条第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受け	その他の場合	長期優良住宅	その他の場合	長期優良住宅
		の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合		の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合

		たものである 場合			
一戸建ての 住宅		5,800円	24,400円	8,400円	36,400円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,000円	11,600円	3,000円	17,300円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	1,700円	9,200円	2,500円	13,800円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,000円	7,300円	1,600円	10,900円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	900円	6,600円	1,300円	9,900円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	700円	5,700円	1,000円	8,500円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	600円	5,200円	900円	7,900円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	500円	5,000円	700円	7,500円
	総戸数が300戸	400円	4,600円	600円	6,900円

を超える もの			
------------	--	--	--

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等以外の変更に係る場合（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。）

区分		1戸当たりの手数料の金額	
		新築基準	増改築基準
一戸建ての住宅		5,800円	8,400円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,000円	3,000円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	1,700円	2,500円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,000円	1,600円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	900円	1,300円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	700円	1,000円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	600円	900円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	500円	700円
	総戸数が300戸を超えるもの	400円	600円

別表第4の4の3の表を次のように改める。

4の3 長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時等）認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額
----	--------------

		新築基準	増改築基準
一戸建ての住宅		6, 000円	8, 000円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2, 000円	2, 600円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	1, 500円	2, 000円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1, 000円	1, 400円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	800円	1, 000円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	500円	700円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	500円	600円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	400円	500円
	総戸数が300戸を超えるもの	300円	400円

別表第4の5の表中「6, 700円」を「3, 000円」に、「2, 700円」を「1, 000円」に、「2, 400円」を「800円」に、「1, 300円」及び「1, 200円」を「400円」に、「1, 100円」を「300円」に、「900円」及び「700円」を「200円」に、「600円」を「100円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によ

ることとされる長期優良住宅建築等計画の変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）及び認定に基づく地位の承継の申請については、この条例による改正後の亀山市手数料条例の相当規定に定める申請とみなして、当該相当規定を適用する。